

佐賀県規則第57号

生活保護法施行細則及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(生活保護法施行細則の一部改正)

第1条 生活保護法施行細則(昭和59年佐賀県規則第35号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

フリガナ氏名	続柄
	主

を

フリガナ氏名	個人番号	続柄
		主

に改める。

様式第11号中

氏名	続柄	性別	年齢	生年月日
	世帯主			・

を

氏名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日
		世帯主			・

に改める。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成20佐賀県規則第46号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中

		氏名	続柄	性別	年齢
被支援家族	1		中国残留 邦人本人		
	2		配偶者		
	3				
	4				
同居家族の状況	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				

を

		氏名	個人番号	続柄	性別	年齢
被支援家族	1			中国残留 邦人本人		
	2			配偶者		
	3					
	4					
同居家族の状況	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					

に改める。

様式第13号中

氏名	続柄	性別	年齢
	中国残留 邦人本人		
	配偶者		

を

氏名	個人番号	続柄	性別	年齢
		中国残留 邦人本人		
		配偶者		

に改める。

附 則
(施行期日)

第1条 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（生活保護法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この規則の施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の生活保護法施行細則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の生活保護法施行細則の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置）

第3条 この規則の施行の際現に提出されている第2条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。